平成２８年（フ）第１３７号
香川県木田郡三木町大字井戸4044番地１
債務者　高木　祥見
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９１号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目２番５―410号
債務者　今西　政枝
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４６２号
千葉県船橋市八木が谷１丁目26番５号　山鈴ハイツ103号
債務者　齊藤　民子
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５７７号
千葉県船橋市習志野台５―20―18　アガパンサス101、住民票上の住所千葉県山武郡芝山町宝馬93番地125
債務者　石橋　史江
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５８３号
千葉市緑区辺田町605番地２　フジェール
債務者　大塚　徳子
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９４号
千葉市花見川区千種町９番地13
債務者　小久保信康
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９７号
千葉県船橋市夏見３丁目30番25―310号
債務者　熱田　　香
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６０７号
千葉県八千代市大和田新田747番地１　６番館501号
債務者　鈴木　浩孝
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２２号
千葉県市原市国分寺台中央３丁目６番地７
シャルマン祇園205号室
債務者　吉田　雅紀
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２８号
千葉市美浜区高浜１丁目７番４棟501号
債務者　石井　正徳
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６４７号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地１街区14棟202号
債務者　田島　　司
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５０号
千葉県浦安市富士見５丁目17番12号　カーサフジ（202）
債務者　山﨑　梨花（旧姓西川）
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７０号
千葉県船橋市高野台２丁目５番10号
債務者　高橋　　浩
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６３号
愛知県小牧市大字本庄2587番地３
債務者　阿部ミサ子
１　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７号
香川県丸亀市土器町西５丁目629番地
債務者　高木　正**浩**
１　決定年月日時　平成28年７月27日午後２時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２１３号
鹿児島県鹿児島市小野４丁目１番３号（ホワイトハイツ伊敷306号）
債務者　岩川　悦男
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
鹿児島県日置市東市来町長里1636番地３　奥アパート２号室
債務者　對知　耕平
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係